

つ発達した都市化と一致しているが、しかし、長期間にわたる疾病手当を必要とするか、あるいは、永久的な労働不能をもたらす件数は、都市地域よりも農村地域でいちじるしく高かった。死亡率と疾病発生率の指数は、同様な相違を示していた。このように、これらの材料は第3の仮定を実証している。

第4番目の仮定によれば、労働不能をもたらす病的状態は増加し、疾病の進行は、この国の南部と南西部から東部と北部に移るに従って、より一層好ましくない状態となっている。この仮定もまた支持されている。

第5番目の仮定によれば、新しく疾病手当をうける件数で測定する場合に、病的状態が多くなるにつれて、その地域では医療がより多く利用できる。この調査の結果は、疾病手当の件数が多くなるにつれて、医療サービスの総数、とくに、医師の数が多くなることを示していた。労働能力の減少をもたらす件数の地域的な分布と疾病手当を必要とする疾病の発生は、上述した相違を示す関係を表わしていた。さらに、疾病の進行がより一層望ましくない方向に進むにつれて、その地域によって提供される医療との距離がますます遠くなる。したがって、この結果は第5の仮定を実証している。

第6番目、つまり最後の仮定によれば、疾病の進行が地域的に悪くなれば悪くなるほど、医療サービスの提供はますます少なくなる。新しく疾病手当をうける件数が多くなるにつれて、医師の往診および診察と治療がますます際立って多く提供される。100日間にわたる疾病手当の件数と新規の廃疾年金件数が多く、かつ疾病手当を必要とする疾病の発生が好ましくない状態になるにつれて、提供される医師の診察および診断と治療はいちじるしく少なくなる。薬剤の使用と疾病の進行は、地域的には、それぞれ相互に独立し、関連がない。疾病の進行と総合病院の利用との間における関係には、なんら明白な関連が気付かれなかった。これらの結果は、医師の往診および診断と治療の提供にかんす

る限り、仮定を裏付けているが、しかし、薬剤の使用と総合病院利用にかんする仮定の部分を裏付けていない。

Sairauksien kehityksen Alueittainen Vaihtelu Suomessa, Publications of the Social Insurance Institution, No. A : 10, 1973, pp. 177 ; No. 26, 74/75.

公的災害保険制度の評価

Kurt Brackman (西ドイツ)

本稿は建築業に設けられた災害保険金庫連合会の第25周年記念に関連して配布されたもので、本稿には、公的災害保険の歴史的背景、現状、およびある傾向が論述されている。

ドイツの公的災害保険制度は1884年に創設され、他の多くの国々にとってこの制度の原型となった。この制度は通常では使用者の団体に加入していた使用者に対する公的な法律によって、従業員達が賠償権を認められる代わりに、使用者から補償を要求するなんらかの必要をもつ被保険者、つまり従業員達を救済した。この賠償権は被災者側におけるなんらかの不注意に関係なく、また、立証の義務をほとんど要求することなく、危険に対する責任の原則にもとづいている。

この考え方を造り上げるには、その発達する段階では、雇用上の平和を維持する側面と保護を保証する使用者責任の概念が明らかになり、災害保険の機能の拡大をもたらした。公的災害保険制度は、使用者の共通の利益によって集団

を構成した使用者団体に組織された。

法的な規範の刊行に対する準備的な作業と結びつけて、社会的な補償権の概念がもっている限界を明確にする判断基準の討議の関連では、とくに訓練中の者や無給の公職で活躍する人びとを対象として、職業上の傷害以外の他の危険に対し、公的な災害保険を広げる最近の拡大も参照された。

他の公的な制度の適用と関連させて、公的な災害保険制度の限界を明確にする作業で持ち上がった他のある問題は、災害保険制度が、とくに年金の形を用いる重要な長期的給付で、戦争犠牲者の制度より有利なときに、人びとが両制度による諸給付を比較する場合に生ずる。

公的な保険制度による老齢年金の規定と、災害保険、戦争犠牲者保護、および平等化制度の規定との比較では、効果もしくは原因が給付の支給認定にかんして考慮されるべきかどうかという問題が生ずる。1964年に設けられた社会調査委員会は、環境を考慮する基本原則により老齢年金規定の調整を提案し、この提案は各種の被災者グループに対して平等な取扱いを保証するという点で、望ましい意図に適合するであろう。このことは、被災者が健康の喪失によって生じたより高い支出についてある補足的給付を加えて、もし傷害が発生しなければ、年金保険制度によって当人の経歴から予想することのできる限度で受給する年金を決定することを意味する。しかし、原因を強調する災害保険の例は、老齢もしくはその他の保険について設けられるそのようななんらかの統一的な規定が、望ましくもないし、または実施可能でもないということを示している。つまり、もし災害保険制度がそれによって大幅に排除されるならば、合法性の理由から生ずる効果は、数十年間にわたる発達に反して、各人に生じた傷害について補償を請求する市民の権利の復活をもたらすであろう。さらに、たとえば、職業上の活動を行なうのに腕を失った者は、たとえば、家庭内の事故によ

って腕を失った者よりも、より有利な取扱いをうけるであろう。換言すれば、原因にかんする考慮は、異なったタイプの給付がカバーする場合に、制限されなければならない。

法律を実施する点では、貧困な人びとの利益について、絶えず変化する社会的な環境に社会法を適応させるのを裁判所に認めさせるために、最も小さな事に規則を調整する考え方を承認しない場合に、法律は連邦社会裁判所の決定を慎重に考慮してきたことが注意されるべきである。

Die Gesetzliche Unfallversicherung im Wandel der Zeiten,
Berufsgenossenschaftliche Praxis, No. 1/1973, pp. 23 - 27 ;
No. 62, 74/75.

貧 困 の 減 少 — 現在でも関連をもつ古い問題 —

I. katz (イスラエル)

本稿には、動態的な多面的方法による貧困の定義と、貧困を減少するだけでなく、不平等を減少する手段の記述が示されている。

市場経済タイプの「発達した社会」では、人びとがせり合う資源は、経営上や政治的な権力、社会的、文化的小および教育上の遺産や地位を含めて、物質的な財貨とサービスを越えている。3つの障害が社会的なギャップを有効に接近させる途を閉しているようである。つまり、これらは(a) 単に貧困を除くだけでなく、不平等を減少する社会的な目的の明白な定義の欠如、(b) 不利な条件に置かれた各階層への異なった取扱い、および、(c) 生活水準の不平等を減少